

福島国際研究教育機構設立委員会規則

令和4年11月22日
福島国際研究教育機構
設立委員会決定

(組織)

第一条 福島国際研究教育機構(以下「機構」という。)の設立に関する事務を処理するため、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第九十八条第一項の規定により、主務大臣に命じられた設立委員(以下「委員」という。)をもって、福島国際研究教育機構設立委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

(委員長)

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議決事項)

第三条 次に掲げる事項は、委員会の議決によるものとする。

- 一 機構の設立の準備が完了した旨の主務大臣への届出に関する事項
- 二 機構の設立に関する事務の機構の長となるべき者への引継に関する事項
- 三 その他設立に関する重要な事項

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて召集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席(第八条の規定による出席を含む。次条において同じ。)がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第八条 委員は、会議に出席することができない場合であっても、あらかじめ委員長に届け出た代理人を会議に出席させ、議決権を行使することができる。この場合、同代理人は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

(議事要旨等)

第十一条 委員長は、会議の議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨及び会議において配布された資料は、委員の確認を経て公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、同要旨及び同資料の全部又は一部を公表しないものとするができる。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、復興庁福島国際研究教育機構準備室において処理することとし、必要に応じて関係者の協力を求める。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。